

選定療養費Q&A



1

選定療養費って何ですか？

初期の治療はかかりつけ医で、高度・専門治療は病院で行う、という医療機関の機能分担を目的として、厚生労働省により制定された制度により徴収が義務付けられている療養費のことです。

2

なぜ永寿でも徴収するのですか？

当院は、200床以上の地域医療支援病院です。健康保険法により、徴収が義務付けられております。

3

他の病院に行けば負担がないですか？

徴収が義務付けられている医療機関では、当院と同じようにご負担する必要があります。

4

どんな時に負担しますか？

他の医療機関等からの紹介状を持たずに受診をされる場合や病状が安定し、かかりつけ医での治療が可能と判断でき、文書にてかかりつけ医へ紹介したにも関わらず、引き続き当院を希望して再受診される場合ご負担いただきます。

5

負担する金額はいくらですか？

初診時選定療養費：7,700円（税込）
再診時選定療養費：3,300円（税込）となります。

6

初診と再診ってどういう意味ですか？

初診：「当院を初めて受診する」
「当院を受診したことがあるが治療が終了している」
「患者様が任意で治療を中断した後に再度受診する」
再診：「継続治療が必要で、医師から次回の診療を指示されている」

7

紹介状がないと受診できない？

紹介状がなくても受診はできます。※診療科により異なります。
その場合は、健康保険法に基づき、選定療養費をご負担いただきます。
当院を受診される時には、できるだけ、かかりつけ医からの紹介状をご持参ください。

選定療養費Q & A



8

診療科別に費用が発生しますか？

紹介状を持たずに当院を初診受診される場合は、診療科ごとに7,700円をご負担いただきます。例：内科と外科を紹介状なく初診受診 7,700円×2=15,400円のご負担となります。

9

次回の受診予約は「1年後」ですが、支払いますか？

当院の医師の判断・指示のもと、1年以上経過後の受診日を予約している場合は、期間にかかわらずお支払いいただくことはありません。

10

一日に複数の科を受診する場合は？

いつも受診している科とは別な科を紹介状を持たずに受診される場合は選定療養費をご負担いただきます。

11

健康保険が適用になりますか？

適応になりません。選定療養費は、自費負担となります。

12

別の病院へ紹介されたので、もう永寿は受診できないのですか？

当院は、急性期（病気やケガの発症から病状が安定するまでの期間）の治療や、高度な医療による治療を行う病院です。紹介されたかかりつけ医とご相談いただき、当院での治療が必要と判断された場合には、当院あての紹介状をご持参いただければ受診できます。

13

後日、紹介状を持ってきたら返金してくれますか？

紹介状は、診察するにあたりこれまでの患者様の情報（症状・治療経過・投薬状況）を知ることができ、迅速に治療方針を決めることができるものです。後日お持ちいただいてもご返金の対象にはなりませんので、ご了承ください。

14

救急科を受診したときも、負担するのですか？

急を要しないと判断できる受診については、選定療養費をご負担いただきます。※無理に我慢をせずに、受診を悩んだ場合は病院にお電話にてご相談ください。（03-3833-8381）